

補助申請の手引

目次

広島市住宅耐震改修等補助事業の概要について

- 1 補助対象となる住宅（補助対象住宅）・・・・・・・・・・ p 1
- 2 申込みできる方（補助対象者）・・・・・・・・・・ p 1
- 3 補助対象となる事業（補助対象事業）・・・・・・・・・・ p 2
- 4 補助内容・・・・・・・・・・ p 2

各補助事業の申請の流れ

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3～5

手続きについて

- 1 申込み・・・・・・・・・・ p 6
- 2 補助金交付申請・・・・・・・・・・ p 7～8
- 3 着手届・・・・・・・・・・ p 9
- 4 実績報告・・・・・・・・・・ p 10
- 5 変更承認申請・・・・・・・・・・ p 11
- 6 補助金の請求・・・・・・・・・・ p 11
- 7 その他・・・・・・・・・・ p 11

補助制度に関する窓口（問合せ、申込先）

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎5階）

広島市 都市整備局 住宅部 住宅政策課

電話 082-504-2292 FAX 082-504-2308

電子メール jutaku@city.hiroshima.jp

広島市住宅耐震改修等補助事業の概要について

1 補助対象となる住宅（補助対象住宅）

次の要件のすべてに該当する住宅が対象です。

- ① 市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法（ツーバイフォー構法及びプレハブ工法は除く。）の住宅であること。
- ② 昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された一戸建て住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。
- ③ 地階を除く階数が2以下であること。
- ④ 販売を目的とするものでないこと。
- ⑤ 国又は他の地方公共団体から、この要綱に基づく補助金の交付の対象と同一のものに対して、補助金の交付を受けていないものであること。
- ⑥ 耐震診断による上部構造評点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）又は簡易耐震診断[※]による評点の合計が7点以下であること。

※ 簡易耐震診断は現地建替え工事、非現地建替え工事、除却工事に限ります。

（耐震診断・簡易耐震診断については、次ページを参照してください。）

2 申込みできる方（補助対象者）

次の要件のすべてに該当する方が対象です。

- ① 補助対象住宅の所有者、所有者の配偶者又は一親等の親族
- ② 補助対象住宅に居住している方又は居住予定者[※]
（居住予定者は耐震改修事業及び現地建替え事業に限ります。）
- ③ 補助対象事業完了後も広島県内に居住する方
- ④ 世帯の主たる生計維持者の市税の滞納がないこと。
- ⑤ 世帯の主たる生計維持者の前年の所得金額が1,200万円以下であること。

※ 補助対象事業完了後に耐震改修事業においては補助対象住宅、現地建替え事業においては新たに建築する住宅に居住を予定しており、実績報告の時点において当該住宅に居住している方をいいます。

3 補助対象となる事業（補助対象事業）

事業名	内容
耐震改修事業	補助対象住宅の上部構造評点を1.0以上（一応倒壊しない）にするために必要な補強工事で、建築士が設計・工事監理するもの※ ¹
現地建替え事業※ ³	補助対象住宅を取り壊し、同一の敷地に新たに住宅を建築するもの※ ²
非現地建替え事業※ ³	補助対象住宅を取り壊し、別の敷地に新たに住宅を建築するもの
除却事業※ ³	補助対象住宅を取り壊し、耐震性を有する住宅に住み替えるもの

※1：増築工事を伴う耐震改修工事は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

※2：新たに建築する住宅は、省エネ基準に適合するものであり、かつ、土砂災害特別警戒区域外等にあるものに限ります。

※3：補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合は、その状況を改善する必要があります。

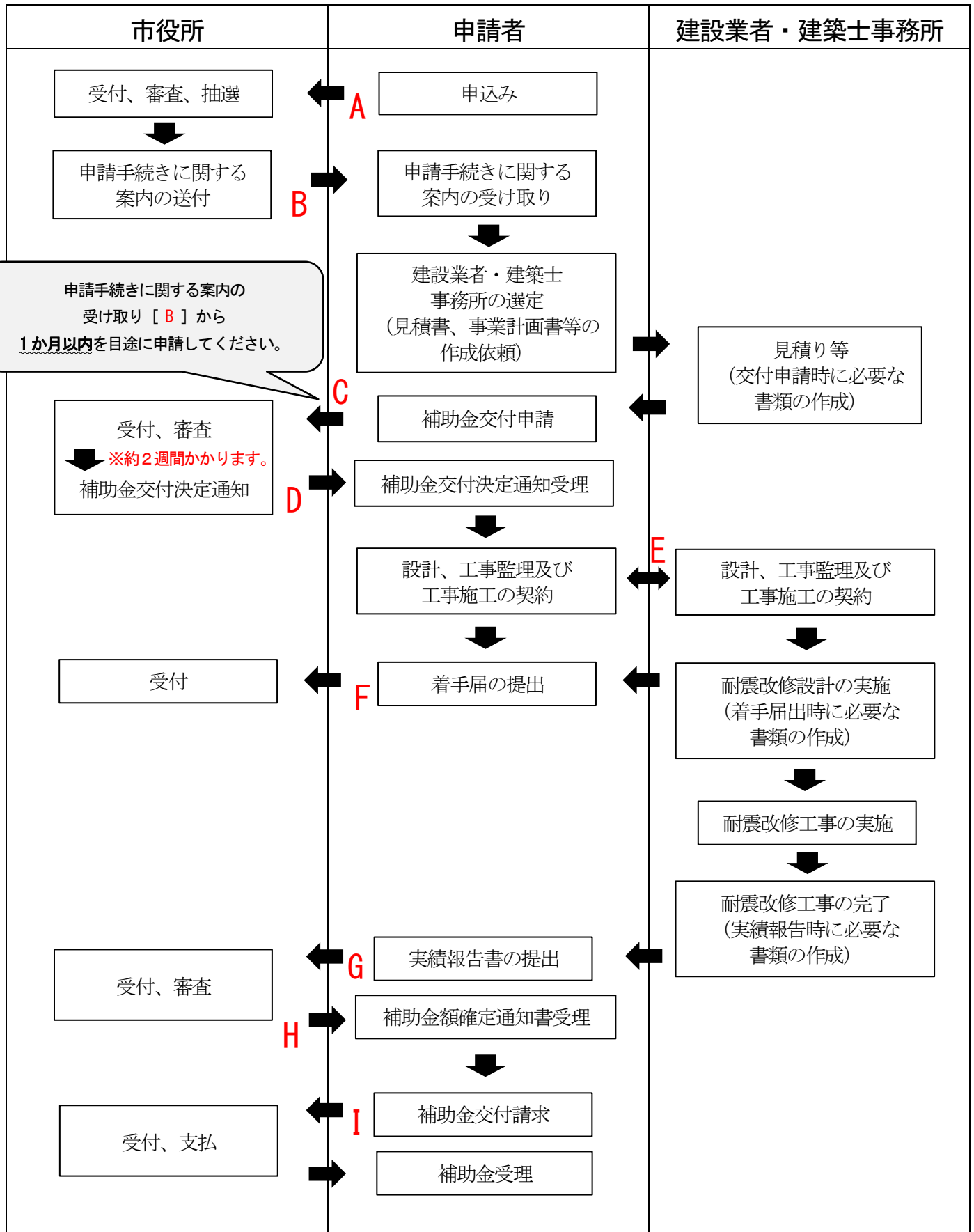
4 補助額・募集件数

事業名	補助額（消費税を除く。）	令和8年度 募集件数
耐震改修事業	耐震改修事業に要する費用のうち、耐震改修工事費（工事監理費を除く。）の80%かつ、115万円を上限	8戸
現地建替え事業	現地建替え事業に要する費用のうち、現地建替え工事費の80%かつ、115万円を上限	
耐震改修事業 ※利子補給制度を利用する場合	耐震改修事業に要する費用のうち、耐震改修工事費（工事監理費を除く。）の40%かつ、57.5万円を上限	3戸
非現地建替え事業	非現地建替え事業に要する費用のうち、除却工事費の23%かつ、58万円を上限	2戸
除却事業	除却工事費の23%かつ、58万円を上限	

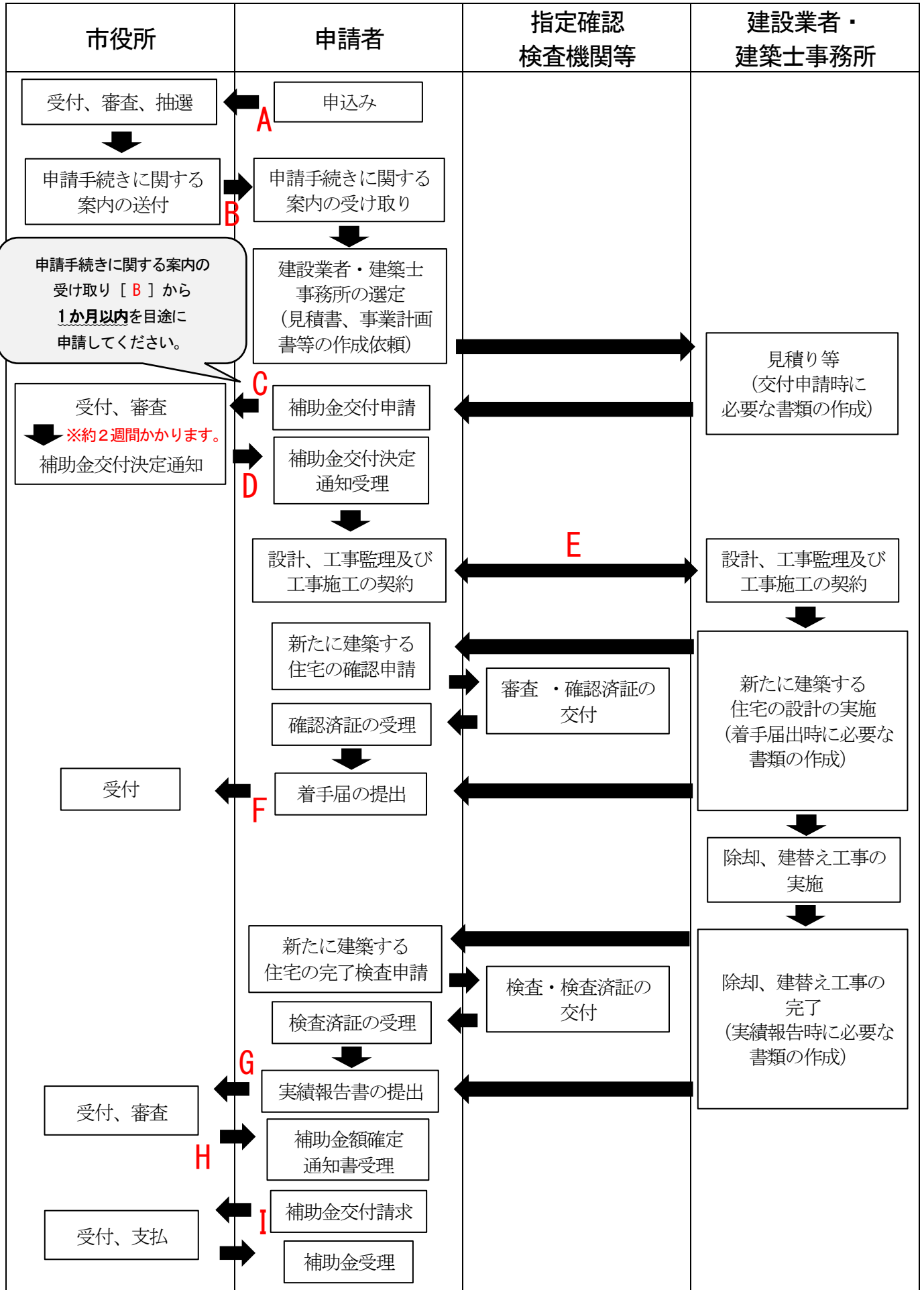
5 耐震診断・簡易耐震診断について

- 耐震診断は、（一財）日本建築防災協会による「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」に基づいて、建築士が実施したものとします。
- 簡易耐震診断は、国土交通省住宅局監修、（一財）日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表に基づいて、補助対象住宅の地震に対する安全性を評価したものとします。

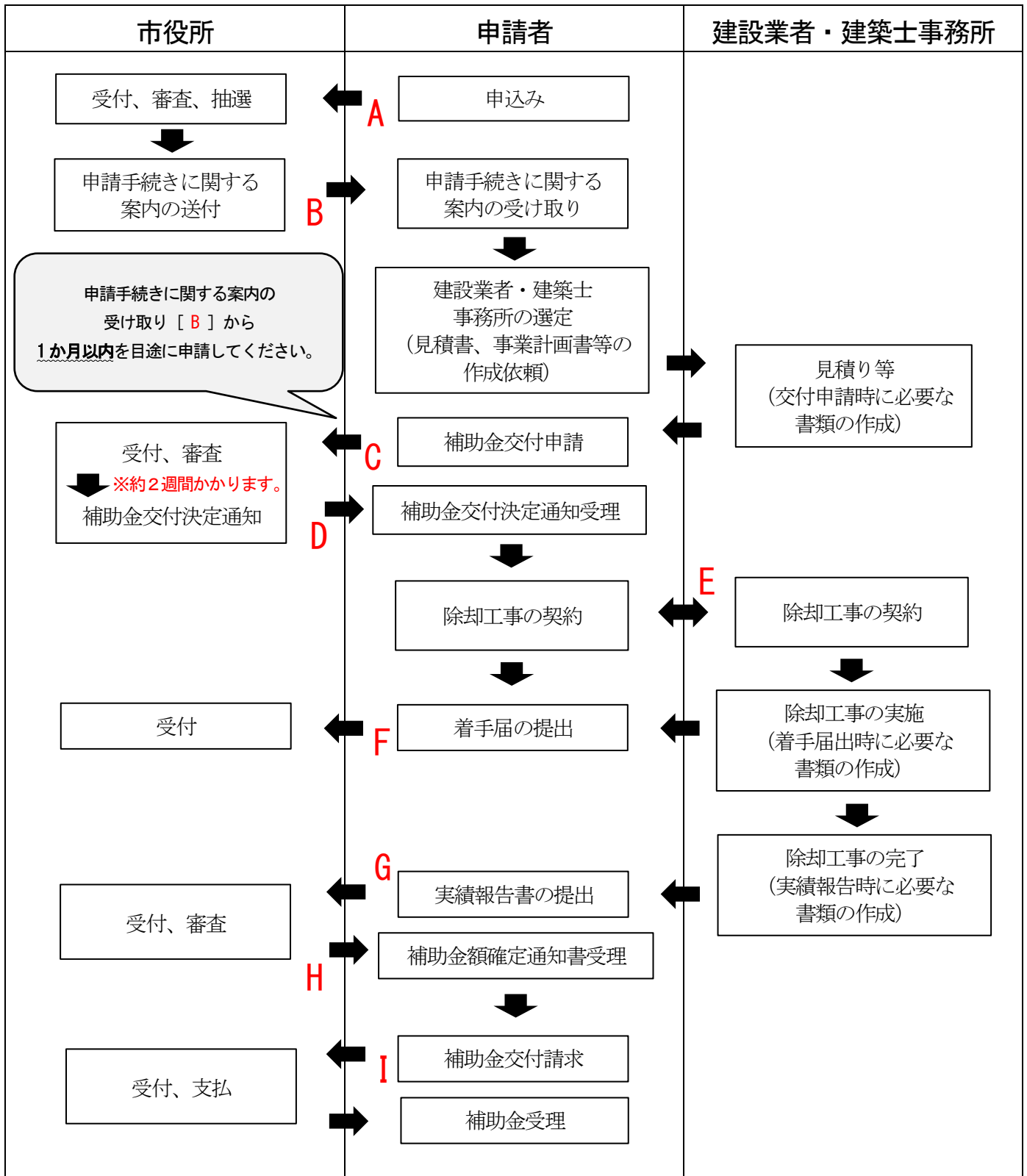
耐震改修事業の流れ



現地建替え事業の流れ



非現地建替え事業・除却事業の流れ



手続きについて

補助金を交付するまでには、3～5ページの「各補助事業の流れ」（以下「フロー」という。）に沿って、いくつかの書類を提出していただく必要があります。具体的には、以下の手順で手続きを行う必要があります。

1 申込み

申込書に必要事項を記入し、持参、郵送又はFAXにより広島市住宅政策課へお申込みください。（フローのA）

申込書の内容を審査のうえ、補助金手続きの対象となった方には、結果の通知と併せて、補助金交付申請や手続き方法等を記載した資料を郵送します。（フローのB）

申込書は住宅政策課、各区役所などで配布しています。また、広島市ホームページからもダウンロードできます。

【広島市ホームページ】

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/sumai/1021346/1026338/1018628.html>

総合トップページ > くらし・手続き > 住まい > リフォーム・住宅補助制度 > 助成・手当（リフォーム・住宅補助制度） > 住宅の耐震化を応援します！

市HP



【申込先・申込受付期間】

○ 申込先

持参の場合：広島市役所 本庁舎5階 住宅政策課

郵送の場合：〒730-8586 （住所不要） 広島市役所都市整備局住宅政策課 宛

FAXの場合：082-504-2308（送信後に下記連絡先に確認の電話をお願いします。）

○ 申込受付期間

令和8年4月15日（水）から 令和8年4月28日（火）午後5時まで（必着）

※ 持参による申込みの受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までです。

※ 募集件数に達しない場合は、随時募集しますのでお問い合わせください。

2 補助金交付申請

(1) 補助金交付申請書の提出

補助金交付申請書に、次ページの①～⑫の書類を添えて、広島市住宅政策課へ提出してください。(フローのC)

(2) 市の審査

提出された申請書等の内容について、市が審査を行います。この審査後(2週間程度かかります。)、内容に問題がないと確認できた場合は、申請者へ「**広島市住宅耐震改修等補助金交付決定通知書(様式第3号)**」(以下「**交付決定通知書**」という。)を送付します。(フローのD)

なお、交付決定通知書は、補助金の支払いを確約したものではありません。交付決定前に着手した場合、適正に行われなかった場合、その他法令や要綱に違反した場合などは、補助金が支払われませんのでご注意ください。

(3) 補助対象事業の契約・着手

交付決定通知書を受理した後、補助対象事業について契約し、着手してください。(フローのE)

※ 注意

補助対象事業の契約は、交付決定通知後に行ってください。

交付決定の前に契約した場合は、補助を受けることができません。

【補助金交付申請に必要な書類】

「広島市住宅耐震改修等補助金交付申請書（様式第1号）」に、以下の①～⑬（⑪～⑬は必要に応じて添付）の書類を添付する必要があります。

申請者本人に代わり、代理人（設計者等）が手続きを行う場合には、別途、委任状が必要となります。

〔添付書類〕

- ① 住民票の写し（世帯全員の氏名及び世帯主との続柄の記載のあるものに限りします。）
 - ② 補助対象住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者が分かるもの
※ 登記事項証明書は、お近くの法務局で請求できます。
 - ③ 補助対象住宅に係る建築確認通知書の写しその他当該住宅の建築年月日が分かるもの
※ 登記事項証明書により、昭和56年5月31日以前に着工していることが分かる場合は、建築確認通知書の添付は不要です。
※ 現地建替え・非現地建替え・除却事業については、増築部分が既存部分の過半を超えている場合、補助対象外となる可能性がありますので、事前にご相談ください。
 - ④ 耐震診断の結果報告書の写し（現地建替え事業、非現地建替え事業又は除却事業に限り、簡易耐震診断の結果の写しとすることができます。）
 - ⑤ 世帯の主たる生計維持者の納税証明書（市税を滞納していない旨の証明書）又はその写し
※ 納税証明書は、各区役所内の市税事務所若しくは税務室等で請求できます。
 - ⑥ 世帯の主たる生計維持者の市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（所得証明書）又はその写し
※ 市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（所得証明書）は、各区役所内の市税事務所若しくは税務室又は区役所出張所で請求できます。
 - ⑦ 補助対象住宅の現況写真
 - ⑧ 補助対象事業に要する費用の見積書又はその写し
 - ⑨ 補助金の交付申請に係る誓約書（様式第2号）
 - ⑩ 補助対象住宅の事業計画書（全体工程表、付近見取図及び配置図）
 - ⑪ 今年度又は前年度の広島市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書の写し（今年度又は前年度の広島市木造住宅耐震診断事業による補助金の交付を受けた方で、①から④までに掲げる書類の添付を省略する場合に限りします。）
 - ⑫ 戸籍謄本その他所有者と居住者の親族関係が分かるもの（所有者と居住者が異なる場合に限りします。）
 - ⑬ 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（耐震改修利子補給制度を利用する場合に限りします。）
- ※ 補助対象住宅が建つ敷地に道路に面するブロック塀がある場合（現地建替え事業、非現地建替え事業及び除却事業に限りします。）においては、上記の書類に加えて以下のブロック塀に係る書類も必要です。
- ・ ブロック塀の外観写真
 - ・ ブロック塀の倒壊の危険性の有無と改善方法を示すもの（建築士が作成したものに限りします。）

3 着手届

補助対象事業に着手したときは、遅滞なく着手届を提出してください。（フローのF）

着手届には、以下の書類を添えて提出してください。

【着手届提出に必要な書類】

「広島市住宅耐震改修等補助事業着手届（様式第5号）」に、以下の書類を添付する必要があります。

申請者本人に代わり、代理人（設計者等）が手続きを行う場合には、別途、委任状が必要となります。

〔耐震改修事業〕

- ① 耐震改修事業に係る契約書（設計・工事監理・耐震改修工事）の写し
- ② 設計者及び工事監理者の建築士免許証の写し
- ③ 耐震改修工事後における耐震診断の判定値（計画値）
- ④ 耐震改修計画に係る設計図書（平面図、立面図、基礎図及び補強詳細図等）
- ⑤ 耐震改修計画の作成方法を示す書類

※（一財）日本建築防災協会による「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める工法以外を用いる場合、事前にご相談ください。

〔現地建替え事業〕

- ① 現地建替え事業に係る契約書（除却工事・設計・新築工事）の写し
- ② 新たに建築する住宅の配置図、平面図及び立面図
- ③ 新たに建築する住宅の確認済証（建築基準法第6条第1項に規定する確認を要しない場合には、工事届の写し）

〔非現地建替え事業〕

- ① 非現地建替え事業に係る契約書（除却工事）の写し
- ② 新たに建築する住宅の付近見取図、配置図、平面図及び立面図
- ③ 新たに建築する住宅の確認済証（建築基準法第6条第1項に規定する確認を要しない場合には、工事届の写し）

〔除却事業〕

- ① 除却事業に係る契約書（除却工事）の写し
- ② 新たに居住する住宅の検査済証の写しその他耐震性を有することの分かる書類

4 実績報告

補助対象事業が完了したら、実績報告書に以下の書類を添えて提出してください。(フローのG)

なお、実績報告は、補助対象事業の完了の日から40日以内又は当該年度の1月末までのいずれか早い日までに行う必要があります。

【実績報告書提出に必要な書類】

「広島市住宅耐震改修等補助事業実績報告書(様式第8号)」に、以下の書類を添付する必要があります。

申請者本人に代わり、代理人(設計者等)が手続きを行う場合には、別途、委任状が必要となります。

〔すべての補助対象事業で共通〕

- ① 補助対象事業の着手前、工事中及び完了時の状況の分かる写真
※ 耐震改修事業については、全ての改修箇所の状況の分かるもの
- ② 補助対象事業に要した費用の請求書及び領収書の写し
- ③ その他市長が必要と認める書類(広島県提出用アンケート)

〔耐震改修事業〕

- ① 工事監理報告書(様式第9号)
- ② 住民票の写し(補助対象住宅に居住していることが分かるもの)
※ 居住予定者の場合に限りです。

〔現地建替え事業〕

- ① 住民票の写し(新たに建築した住宅に居住していることが分かるもの)
※ 居住予定者の場合に限りです。
- ② 新たに建築した住宅の検査済証の写し(建築基準法第6条第1項に基づく確認を要する場合のみ)

〔非現地建替え事業〕

- ① 新たに建築した住宅の検査済証の写し(建築基準法第6条第1項に基づく確認を要する場合のみ)
- ② 新たに建築した住宅への住み替え後の住民票の写し

〔除却事業〕

- ① 新たに居住する住宅への住み替え後の住民票の写し

※ 補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀が存する場合(現地建替え事業、非現地建替え事業及び除却事業に限りです。)においては、上記の書類に加えて以下のブロック塀に係る書類も必要です。

- ・ 倒壊の危険性が認められるブロック塀の改善状況が確認できる書類(写真等)

5 変更承認申請等

事業の中止や事業内容を変更する場合には、変更承認申請書を提出していただく可能性がありますので、事前に広島市住宅政策課までご連絡をお願いします。

(変更内容の例)

- ・ 設計内容の変更
- ・ 設計者、工事監理者、工事施工者の変更
- ・ 補助対象事業に要する費用の変更 等

手続きの流れ

補助対象事業に要する金額や内容に変更がある場合

(補助申請時にご提出いただいた見積りから当初契約の間に生じた変更も含みます。)

1. 市役所への事前相談
(変更承認申請は不要と判断された場合は4へ)
↓
2. 変更承認申請
※(変更)契約・該当工事着手前に行ってください。
↓
3. 変更承認通知の受理
↓
4. (変更)契約・該当工事着手

【変更承認申請書提出に必要な書類】

「広島市住宅耐震改修等補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)」に、必要に応じて以下の書類を添付する必要があります。また、耐震改修利子補給制度を利用されている場合「【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書(様式第15号)」の提出が必要です。

申請者本人に代わり、代理人(設計者等)が手続きを行う場合には、別途委任状が必要です。

〔すべての補助対象事業で共通〕

- ① 補助対象事業に係る設計図書
- ② 工事に要する費用の見積書又はその写し
- ③ その他変更に係る書類

〔耐震改修事業〕

- ① 耐震改修工事後における耐震診断の判定値(計画値)

6 補助金の請求

実績報告書等の受理後、内容に問題がないことが確認できた場合は、申請者へ「広島市住宅耐震改修等補助金額確定通知書（様式第10号）」を送付しますので（フローのH）、「広島市住宅耐震改修等補助金交付請求書（様式第11号）」を提出し、補助金請求を行ってください。（フローのI）

補助金の請求から30日以内に指定の口座に市より補助金を振込みます。

7 その他

補助金の手続きに関する書類は、5年間保管してください。